

4 檜 総 第 6 0 号
令和 4 年 4 月 20 日

檜葉町職員不祥事の再発防止に関する第三者委員会

委員長 伊藤 宏 様

檜葉町長 松本 幸英

不祥事の原因究明及び再発防止について（諮問）

檜葉町職員不祥事の再発防止に関する第三者委員会設置要綱第 2 条の規定に基づき、
貴委員会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

- (1) 不祥事の原因究明に関すること。
- (2) 不祥事の再発防止に関すること。
- (3) その他第三者委員会が必要と認める事項に関すること。

2 諮問理由

本町においては、令和 3 年 8 月、産業振興課職員による公金の私的流用及び横領事件が発覚し、令和 4 年 2 月、建設課職員が公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕され、同年 3 月、建設課同職員がいわゆる官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で再逮捕されました。

こうした状況から、町としても不祥事が発生した原因の究明と再発防止策の検討を進めてきたところですが、町政史上前代未聞となる不祥事が同年度中に発生したという異例の事態を受けて、本件については町から独立した有識者による第三者の視点からの調査検証が必要と考え、檜葉町職員不祥事の再発防止に関する第三者委員会を設置したところです。

以上の状況に鑑み、令和 3 年度中に発生した町職員による不祥事に関し、原因の究明と再発防止策の検討について、調査審議の上で答申頂きたく諮問するものです。